

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	小坂	憲次 (自民)	滝波	宏文 (自民)	斎藤	嘉隆 (民主)
理事	赤石	清美 (自民)	塚田	一郎 (自民)	安井	美沙子 (民主)
理事	井原	巧 (自民)	中原	八一 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	石井	正弘 (自民)	藤川	政人 (自民)	寺田	典城 (維新)
理事	相原	久美子 (民主)	堀内	恒夫 (自民)	藤巻	健史 (維新)
理事	石橋	通宏 (民主)	吉川	ゆうみ (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	杉	久武 (公明)	若林	健太 (自民)	田村	智子 (共産)
	磯崎	仁彦 (自民)	足立	信也 (民主)	山口	和之 (元気)
	江島	潔 (自民)	磯崎	哲史 (民主)	渡辺美知太郎	(無ク)
	熊谷	大 (自民)	江崎	孝 (民主)	又市	征治 (社民)

(27. 1. 28 現在)

(1) 審議概観

第189回国会における本委員会付託案件は、平成二十五年度決算外2件（第187回国会提出）及び平成二十五年度予備費関係3件（第189回国会提出）である。

なお、平成二十五年度予備費関係3件は、平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書である。

審査の結果、平成二十五年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十五年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十五年度決算の審査〕

平成二十五年度決算外2件は、第187回国会の平成26年11月18日に提出され、今国会の平成27年1月28日、本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委

員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、2月6日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月13日の委員会において、2月12日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1)平成23年度決算検査報告において、不当事項等の指摘件数が491件に上るとともに、指摘金額が5,296億円と21年度に次いで過去二番目となり、24年度の指摘金額も4,907億円と多額に上っていることは、遺憾である。 政府は、我が国の財政が極めて深刻な状況にある中、本院の再三にわたる警告等にもかかわらず、多額に上る不適正な公費支出が後を絶たない事態を重く受け止め、予算執行の適正化に向けて一層尽力するとともに、本院における決算審査の内容を十分反映させた予算編成を行うべきである。	(1)決算検査報告の指摘事項や国会での決算審査の内容については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を予算に的確に反映するよう取り組んでいるところである。 また、平成23年度及び24年度の決算検査報告を踏まえ、内閣総理大臣及び財務大臣から各大臣に対して、事務事業の在り方を見直し、また、適正な会計処理を徹底するなど、指摘事項について確実に改善するよう要請するとともに、各種の会議や研修等を通じ、指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行うなど、予算の適正かつ効率的な執行に努めているところである。 今後とも、予算執行の適正化及び予算編成における決算審査等の適切な反映に努めてまいる所存である。
(2)政府開発援助（ODA）事業の不正をめぐって、平成20年の贈収賄事件を契機に外務省が不正腐敗の再発防止策を講じたとしてもにもかかわらず、ベトナム、インドネシア、ウズベキスタンにおけるODA事業を受注した企業による外国公務員への不正な資金提供事案が発生したことは、極めて遺憾である。 政府は、改めて、ODA事業が国民負担で実施されていることを強く認識し、真相究明を徹底的に行い、説明責任を果たすべきである。ODA事業が今後適正に執行されるよう、これまでの不正腐敗再発防止策の抜本的見直しを行った上で、新規案件の審査の厳格化、執行監視体制の強化、贈賄企業への罰則強化等の不正防止策を講ずべきである。	(2)政府開発援助（ODA）事業については、今般の不正を重く受け止め、不正に関与した当該企業を入札から36か月間排除したほか、事実関係の調査、再発防止等について相手国政府と協議を行っているところである。 また、平成26年10月に公表した「政府開発援助（ODA）事業における不正腐敗防止」に基づき、①入札・契約・調達段階における監視の強化、②不正腐敗情報に係る窓口の強化、③「JICA不正腐敗防止ガイドンス」の作成、④不正に関与した企業に対する罰則強化など、再発防止策の更なる徹底を図っているところである。 今後ともこれらの取組を着実にを行い、政府開発援助（ODA）事業の適正な実施に努めてまいる所存である。

(3)国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院は平成22年度決算警告決議のほか、数次にわたり是正を促してきたが、平成24年度決算検査報告においても、預け金やプール金等の不適正な会計経理が指摘されたことは、極めて遺憾である。 政府は、これらの不適正な会計経理が行われる背景と指摘されている公的研究費の使い切り等の無駄を排除しつつ、公的研究費制度の一層の改善を図るとともに、26年2月に改正された研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインが着実に実施され、不適正な会計経理が発生しないよう、万全の体制を構築すべきである。	(3)大学等研究機関における公的研究費については、使い切り等の無駄を排除するため、平成26年2月に改正した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により、研究機関に対し、研究費の執行状況の検証・確認を徹底させるとともに、管理・監査体制の整備状況に不備がある場合、研究費の間接経費の削減や配分停止を行うなどの対策を講じることとしたところである。 また、公的研究費制度の一層の改善を図るため、研究費の執行上のルールの一貫化に取り組むとともに、同ガイドラインの着実な実施に向けて、解説教材の配付による周知徹底に努めるなど、不適正な会計経理の再発防止に万全を期しているところである。
(4)厚生労働省の短期集中特別訓練事業に関し、その業務委託に係る20億円の企画競争において、同省が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、当該事業の仕様書案を公示前に提示し、説明していたこと、また、適切な修正手続を経ずにウェブサイトにおける公示内容を変更していたことなど、国民に多大な不信を抱かせたことは、極めて遺憾である。 政府は、企画競争の特性に鑑みて、契約の透明性及び公平性がより一層確保されるよう再発防止に取り組むとともに、とりわけ契約の相手方が所管の法人となる可能性が高い場合には、国民の疑念を生じさせないように、会計法令に従った厳正な契約事務を行うべきである。	(4)短期集中特別訓練事業の業務委託に係る企画競争の不適切な手続については、厚生労働省監察本部において外部有識者からなる専門員主導の下で検証を行い、平成26年5月に「短期集中特別訓練事業の入札に関する検証結果について」を取りまとめ、公表したところである。 厚生労働省においては、本検証結果を踏まえ、関係者について厳正な処分を行うとともに、調達情報の適正な取扱いなどの再発防止策を各機関に周知徹底し、あわせて、調達関係職員等に対して会計法令等の研修を実施するなど、適正な調達事務の徹底に努めているところである。 今後とも、契約の透明性及び公平性がより一層確保されるよう取り組むとともに、国民の疑念を生じさせないように、再発防止に万全を期してまいり所存である。
(5)高速道路と立体交差する全ての跨道橋4,484橋のうち、635橋でこれまで点検	(5)高速道路における跨道橋等の点検については、「道路法」上の跨道橋の点検

が全く実施されていないこと、548橋で点検の実施状況が不明となっていることなどが会計検査院に指摘されたほか、供用期間の長い路線においてコンクリートの剥離や鉄筋の腐食が発生するなど、高速道路施設の維持管理等に関する問題が顕在化したことは、遺憾である。 政府は、全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うとともに、点検体制の抜本的な見直しを行うべきである。また、跨道橋を管理する地方公共団体に対する技術支援及び情報提供、高速道路を始めとする社会資本の老朽化対策の実施に係る優先順位の設定等を併せて行い、国民生活の安全を確保すべきである。	を平成26年度中に終える予定であり、その他の跨道橋も点検状況等を把握し、管理者及びその監督官庁に対して速やかに点検を実施するよう求め、点検実施状況について併せて公表することとしたところである。 また、近接目視による全数監視を5年に1度行うことなど、道路橋等に関する統一的な点検基準等を定め、全ての道路管理者で構成される道路メンテナンス会議を都道府県毎に設置し、点検業務の地域一括発注等の技術的支援や情報共有体制の構築を行うとともに、定期点検の結果を踏まえ緊急度の高いものから優先的に修繕を進めていくこととしている。 なお、社会資本の老朽化対策については、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、個別施設毎の計画を定め、優先順位の設定等を行っているところである。
(6)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が平成23年10月以降に発注した北陸新幹線の融雪・消雪設備工事において、同機構幹部が入札前に業者側に未公表の予定価格を漏えいしていたことが、公正取引委員会から入札談合等関与行為と認定され、関係者が検察庁に起訴されるに至ったことは、遺憾である。 政府は、整備新幹線の建設に対して23、24両年度に1,412億円の国費が投入されていることを踏まえ、本件の事実関係の検証や具体的な再発防止策を講ずるとともに、同機構に業務の見直し及びコンプライアンスの向上を図らせ、国民の信頼回復に努めるべきである。	(6)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の入札情報漏えい問題については、平成26年3月、国土交通大臣から同機構理事長に対して徹底した調査の実施等について指示し、厳重に注意したところである。同機構においては、同年9月に外部有識者による第三者委員会からの調査結果報告及び提言に基づき再発防止対策等を取りまとめ、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化等を行い、入札談合等関与行為の再発防止に徹底的に取り組むこととしている。 今後とも、同機構に対し、再発防止対策を確実に実施するよう指導し、国民の信頼回復に努めてまいりたい。
(7)北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）において、脱線事故や車両事故が相次いで発生しており、レール幅が基準値を大幅に超えても補修せず放置したこ	(7)北海道旅客鉄道株式会社の安全管理体制については、同社に対する3回の保安監査を実施し、平成26年1月に「ＪＲ北海道の安全確保のために講ずべき

と、検査データを改ざんして国土交通省に報告したことなど、安全に対する意識が全社的に欠如していたことは、極めて遺憾である。 政府は、ＪＲ北海道に対して、安全基本計画の実効性の確保、業務実施体制の改善、コンプライアンスの向上を図るよう指導するとともに、再発防止に向けた監査業務の見直し、積極的な技術支援策の検討を行い、安全かつ安定した鉄道輸送体系を確保すべきである。	措置」としてとりまとめるとともに、同社に対し、改ざんの根絶、安全管理体制の再構築、技術部門の業務実施体制の改善等の実施状況について定期的な報告を求めるなど、速やかに対策を講ずるよう命じたところである。 今後とも、常設の監査体制等を通じてこれらが確実に実行されるよう指導・監督を行ってまいりたい。
---	---

その後、５月２５日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、６月２２日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、質疑を終局した。平成二十五年度決算審査における質疑の主な項目は、政府債務の返済及び財政健全化目標達成の見通し、平成の市町村合併による地方行財政への影響、ＯＤＡ不正事案に対する再発防止策、公的研究費に係る不適正な会計経理、日本年金機構の個人情報流出問題、再生可能エネルギー施設の低調な稼働状況、火山の防災対策と監視観測体制の整備、放射性物質汚染廃棄物の最終処分場問題、防衛装備品の調達の適正化などである。

質疑終局後の６月２９日、委員長より、平成二十五年度決算についての６項目から成る内閣に対する警告案及び９項目から成る平成２５年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十五年度決算は多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①公的研究費をめぐり繰り返される不適正な会計経理、②国指定文化

財の所在不明等、③福島第一原子力発電所からの汚染水流出に関する不適切な対応等、④火山の監視観測体制等の不備、⑤北海道旅客鉄道株式会社等において多発する重大事故、⑥防衛装備品等の調達をめぐり繰り返される不適切な事案である。

次に、平成２５年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付、②防災システムの確実かつ有効な活用、③雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況、④独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付、⑤国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等、⑥社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等、⑦東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等、⑧土砂が堆積するなどしたダム機能の改善、⑨国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しである。

次に、平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもって是認すべきものと決定した。

また、本委員会は、平成二十五年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、6月22日に会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、介護保険制度の実施状況についてである。

〔平成二十五年度予備費等の審査〕

平成二十五年度予備費関係3件は、第189回国会の平成27年1月27日に提出された。5月26日に衆議院から受領した後、6月19日に本委員会に付託され、同月22日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

6月29日に討論を行った後、採決の結果、予備費関係3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと決定した。

〔国政調査〕

平成27年1月28日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、4月13日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、河戸会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成27年1月28日(水) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書
平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成27年2月6日(金) (第2回)

— 全般質疑 —

- 平成二十五年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、太田国土交通大臣、西川農林水産大臣、甘利内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、石破国務大臣、高市総務大臣、下村文部科学大臣、望月環境大臣、宮沢経済産業大臣、中谷防衛大臣、竹下復興大臣、河戸会計検査院長、政府参考人、参考人日本銀行副総裁岩田規久男君及び日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤石清美君(自民)、※井原巧君(自民)、※石井正弘君(自民)、石橋通宏君(民主)、※礪崎哲史君(民主)、秋野公造君(公明)、寺田典城君(維新)、吉良よし子君(共産)、アントニオ猪木君(元気)、中西健治君(無ク)、又市征治君(社民) ※関連質疑

○平成27年2月9日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十五年度決算外2件中、復興庁及び総務省関係について竹下復興大臣、高市総務大臣、二之湯総務副大臣、西銘総務副大臣、浜田復興副大臣、宮下財務副大臣、あかま総務

大臣政務官、小泉復興大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役谷垣邦夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷大君（自民）、江島潔君（自民）、江崎孝君（民主）、大島九州男君（民主）、平木大作君（公明）、寺田典城君（維新）、倉林明子君（共産）、山口和之君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年2月10日（火）（第4回）

― 省庁別審査 ―

- 平成二十五年度決算外2件中、農林水産省及び環境省関係について西川農林水産大臣、望月環境大臣、小泉農林水産副大臣、宮下財務副大臣、西村（康）内閣府副大臣、永岡厚生労働副大臣、平内閣府副大臣、小里環境副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、滝波宏文君（自民）、徳永エリ君（民主）、安井美沙子君（民主）、杉久武君（公明）、寺田典城君（維新）、藤巻健史君（維新）、田村智子君（共産）、山田太郎君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、吉田忠智君（社民）

○平成27年4月13日（月）（第5回）

― 省庁別審査 ―

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十五年度決算外2件に関し、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成二十五年度決算外2件中、国会、会計検

査院、財務省、金融庁、厚生労働省、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について塩崎厚生労働大臣、麻生国務大臣、宮下財務副大臣、山本厚生労働副大臣、永岡厚生労働副大臣、越智内閣府大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官、河戸会計検査院長、柳検査官、森田検査官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁渡辺博史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、小林正夫君（民主）、風間直樹君（民主）、平木大作君（公明）、藤巻健史君（維新）、田村智子君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、又市征治君（社民）

○平成27年4月20日（月）（第6回）

― 省庁別審査 ―

- 平成二十五年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岸田外務大臣、中谷防衛大臣、城内外務副大臣、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、塚田一郎君（自民）、石橋通宏君（民主）、小西洋之君（民主）、矢倉克夫君（公明）、小野次郎君（維新）、倉林明子君（共産）、田中茂君（元氣）、中西健治君（無ク）、吉田忠智君（社民）

○平成27年5月11日（月）（第7回）

― 省庁別審査 ―

- 平成二十五年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、国土交通省、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について太田国土交通大臣、菅内閣官房長官、山谷国務大臣、山口内閣府特命担当大臣、有村内閣府特命担当大臣、石破国務大臣、甘利国務大臣、望月内閣府特命担当大臣、二之湯総務副大臣、小里環境副大臣、杉本公正取引委員会委員長、

政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、中原八一君（自民）、加藤敏幸君（民主）、江崎孝君（民主）、磯崎哲史君（民主）、新妻秀規君（公明）、藤巻健史君（維新）、寺田典城君（維新）、田村智子君（共産）、井上義行君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）

○平成27年5月18日（月）（第8回）

― 省庁別審査 ―

- 平成二十五年度決算外2件中、法務省、文部科学省、経済産業省及び裁判所関係について下村文部科学大臣、宮沢経済産業大臣、上川法務大臣、藤井文部科学副大臣、山本厚生労働副大臣、宮下財務副大臣、岩井経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、堀内恒夫君（自民）、斎藤嘉隆君（民主）、安井美沙子君（民主）、佐々木さやか君（公明）、寺田典城君（維新）、大門実紀史君（共産）、山口和之君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年5月25日（月）（第9回）

― 准総括質疑 ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十五年度決算外2件について高市総務大臣、林農林水産大臣、山口国務大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、下村文部科学大臣、甘利内閣府特命担当大臣、塩崎厚生労働大臣、石破国務大臣、上川法務大臣、太田国土交通大臣、宮下財務副大臣、永岡厚生労働副大臣、北川国土交通副大臣、山際経済産業副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、関経済産業大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官、一宮人事院総裁、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力株式会社代表執行役副社長山口博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、井原巧君（自民）、山田太郎君（元氣）、磯崎哲史君（民主）、金子洋一君（民主）、杉久武君（公明）、寺田典城君（維新）、田村智子君（共産）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）

○平成27年6月22日（月）（第10回）

― 締めくくり総括質疑 ―

- 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）
以上3件について麻生財務大臣から説明を聞いた。

- 平成二十五年度決算外2件及び予備費関係3件について安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、甘利国務大臣、麻生国務大臣、中谷防衛大臣、岸田外務大臣、望月環境大臣、高市総務大臣、宮沢経済産業大臣、菅内閣官房長官、太田国土交通大臣、竹下復興大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

小坂憲次君（委員長質疑）、足立信也君（民主）、藤巻健史君（維新）、田村智子君（共産）、松田公太君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、又市征治君（社民）、佐々木さやか君（公明）、熊谷大君（自民）、※藤川政人君（自民） ※関連質疑

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成27年6月29日（月）（第11回）

- 平成二十五年度決算外2件及び予備費関係3件について討論の後、
平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

以上３件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成二十五年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年年度政府関係機関決算書を議決し、平成25年度決算審査措置要求決議を行い、平成二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

高市総務大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、林農林水産大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣、望月国務大臣、中谷防衛大臣及び山谷内閣府特命担当大臣から発言があった。

（平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（平成二十五年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 民主

（平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（平成二十五年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 なし

（平成25年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 なし

（平成二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明、維新、元氣、無ク

反対会派 民主、共産、社民

（平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元氣、無ク、社民

反対会派 なし

○平成27年9月25日（金）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）委員会決議

－平成25年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１ 原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付について

内閣府は、原子力災害発生時に即時避難が困難な要援護者等を一時的に避難させる施設に放射線防護機能を付加する原子力災害施設整備事業を実施しており、原子力発電所から30キロメートル圏

内にある地方公共団体に対し、平成25年度までに311億円の補助金を交付決定している。しかし、補助金交付要綱に、対象施設の明確な選定基準が定められていなかったため、避難場所に適さない津波被害等のおそれがある施設の整備事業に補助金が交付されていた。

政府は、補助金により整備された施設の安全性について検証を行い、住民防護等の実効性を高めるため交付基準等を不断に見直すとともに、地域原子力防災協議会における検討を充実させるなど、補助金による施設の整備が適切に行われるよう措置すべきである。

2 防災システムの確実かつ有効な活用について

総務省は、防災情報を多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する防災システムの整備を図る防災情報通信基盤整備事業等を実施しており、地方公共団体に対して補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一斉配信メール機能を有するシステムにおいて、複数の機関から気象情報等が重複して配信される市町村があること、市町村と消防署等との調整不足や運用マニュアルの不備等により、計画どおりに運用できていないシステムがあることなどが明らかとなった。

政府は、住民に対する防災情報の迅速かつ確実な伝達に資するよう、地方公共団体に対し、関係機関との情報共有やシステムの運用マニュアルの整備について支援等を行うとともに、防災情報の伝達状況の把握及び改善、他の事業により整備された類似システムとの互換性向上や重複機能の整理等に努めるべきである。

3 雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況について

厚生労働省は、事業主が負担する雇用保険料を基に、労働保険特別会計雇用勘定に雇用安定資金を積み立て、これを財源として雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）を行っている。このうち、キャリア形成促進助成金の「育休中・復職後等能力アップコース」の事業執行率が平成26年度に0.06%と極めて低調となる中、27年度予算に前年度を上回る23億円が措置されたこと、また、PDCAサイクルによる事業の目標管理を行うとされているにもかかわらず、事業の執行状況について全省的な検証が不十分であることなどが審査の中で明らかとなった。

政府は、財源を負担している事業主への説明責任を果たすため、雇用保険二事業の執行状況及び事業効果等の情報を速やかに公表するなど、目標管理を一層厳格に行った上で、効率的かつ効果的に予算を執行すべきである。

4 独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付について

農林水産省は、平成23年度に独立行政法人農畜産業振興機構に対し、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金863億円を交付し、同機構は畜産関係団体等に補助金を交付している。25年11月末時点で、同機構には、同交付金の未使用額及び畜産関係団体等からの返還額731億円が活用されないまま滞留していたものの、農林水産省は同機構に対して国庫納付を求めていることが、会計検査院に指摘された。

政府は、25年度末までに生じた未使用額等について国庫納付させ、この後、生じ得る未使用額等を四半期ごとに国庫納付させる措置を講じているが、現下の厳しい財政状況に鑑み、交付金等が独立行政法人等において有効に活用されない場合には速やかに国庫に返納させる体制を早急に確立すべきである。

5 国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等について

経済産業省、環境省などの7府省等が平成21年度から25年度に4,680億円の事業費を支出して導入した再生可能エネルギー発電設備等のうち、26年3月末時点で41設備が休止し、うち8設備が1年以上休止していることが会計検査院の検査で判明した。また、事業者が国庫補助金を利用して発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合、調達価格から国庫補助金相当額を控除するこ

ととされているが、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は返還しなくてもよいこととしている事業が多数あることも明らかになった。

政府は、再生可能エネルギー発電設備等の稼働状況を適切に把握するとともに、休止している設備は速やかに再稼働させ、再稼働できない場合は廃止等に必要な方策を講ずるべきである。また、固定価格買取制度について国民負担の抑制に資するよう必要な見直しを行うなど、再生可能エネルギー導入拡大に係る課題に適切に対処すべきである。

6 社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等について

社会資本の急速な老朽化に備え、国土交通省は、社会資本の計画から建設、廃棄に至る過程で必要な費用の総額（ライフサイクルコスト（LCC））の縮減を図るため、長寿命化計画の策定を進めている。会計検査院が検査したところ、河川管理施設等でLCCの算定方法が確立されていないこと、地方公共団体等の事業主体や施設の種類ごとにLCCの算定方法が異なっていること、修繕工程表に基づく補修等がなされていないこと、長寿命化計画に関する情報開示が進んでいないことなどが明らかとなった。

政府は、社会資本のLCC縮減や適切な維持管理に資するよう、長寿命化計画の策定期限を設けてLCCの算定方法の早期確立を図るとともに、修繕工程表に基づく補修の実施、老朽化した社会資本の健全度等に関する積極的な情報開示等について、事業主体を支援するなどの措置を講ずるべきである。

7 東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等について

東日本大震災の被災住民の集団移転のため、国土交通省は、25の被災市町村が実施する防災集団移転促進事業に対し、平成23年度から25年度までに4,410億円の復興交付金を交付決定している。会計検査院によると、69住宅団地の用地が全く取得されていない、25年度末までに造成完了としていた55事業のうち、実際に完了したのは13事業にとどまるなど、団地の整備が遅れていた。また、団地の整備の遅れに伴い住民の意向が変化し、団地に空き区画が生じていることも判明した。

政府は、被災住民の生活基盤である住宅の再建が加速するよう、住民に対する適時適切な意向調査の実施、実情に応じた防災集団移転促進事業の見直し、他の復興事業との調整等に関する被災市町村への支援及び助言を行うとともに、集中復興期間後の事業の在り方の検討等の措置を講ずるべきである。

8 土砂が堆積するなどしたダムの機能の改善について

河川の洪水調節を行うダムに関して、会計検査院が検査したところ、想定よりも短期間で計画量を上回る土砂が堆積していること、洪水調節のための貯水容量の一部が土砂の堆積により失われていること、地震計の修繕等が長期間なされていないこと、予備発電に必要な燃料が十分に確保されていないことなどの事態が、検査対象の211ダムのうち201ダムで生じていることが明らかとなった。

政府は、堆積した土砂の除去、予備発電設備の燃料確保等を早急に実施し、問題が指摘されたダムの機能の改善を図るとともに、建設中の他の治水施設において、土砂の堆積や法面崩壊等による機能低下が生じることのないよう、施設完成までに具体的な維持管理方針を策定すべきである。

9 国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しについて

平成9年度から24年度までに環境省の循環型社会形成推進交付金等により整備された、ごみや焼却灰等の溶融固化施設について、1年以上の長期にわたり使用されておらず、今後の使用見通しが立っていない施設が16施設あり、交付金等相当額31億1,672万円が有効活用されていなかったことが会計検査院の検査で判明した。また、溶融固化後の生成物である溶融スラグの全部又は大半を建設資材等に利用することなく埋立処分している施設が17施設あったことも明らかになった。

政府は、溶融固化施設の使用状況や稼働に要する費用、稼働できない場合はその理由等を適時適

切に把握し、施設を使用できない場合の財産処分の在り方の見直しを含めて検討し、地方公共団体等が今後の対応方針等を策定できるよう支援するとともに、熔融スラグの利用に関する助言及び情報提供を行うべきである。